

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としている。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としている。
- ②無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ②出資金
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く。)……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおり。
建物 14 年～50 年
工作物 14 年～50 年
物品 2 年～15 年
- ②無形固定資産(リース資産を除く。)……………定額法
- ③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法

(4)引当金の計上基準及び算定方法

- ①徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率等により徴収不能見込額を計上している。
- ②賞与等引当金
翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上している。
- ③退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上している。
- ④投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価格が著しく低下した場合に実質価格と取得価格との差額を計上している。

(5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引を除く。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

イ 上記ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(6)資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいる。

(7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示している。

②物品及びソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価格が50万円以上のものを資産として計上している。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じている。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおり。

一般会計

新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計

第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

④各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合がある。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.5%	61.2%

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

887,982 千円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 1,096,503 千円

(内訳)一般会計 1,004,117 千円

新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計 67,843 千円

第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業特別会計 24,543 千円

(2)貸借対照表に係る事項

①改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおり。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

該当なし

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による影響額

総務省方式改訂モデルに基づく平成 27 年度の普通会計貸借対照表における「有形固定資産」と「売却可能資産」を合わせた「公共資産合計」360,096,003 千円は、統一的な基準に基づく固定資産評価基準の変更による影響で、7,046,137 千円増加した。

②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおり。

ア 範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち、個人・団体等に有償で貸し付けている土地や未利用地で売却が見込まれるもの及び予算上、収入として見込んでいるものを対象とした。

イ 内訳

事業用土地 5,212,777 千円

③減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

④基金借入金(繰替運用)の内容

	期間	繰替使用額
新環境クリーンセンター建設基金	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 5 月 12 日	2,574,735 千円
新環境クリーンセンター建設基金	平成 29 年 3 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日	2,576,549 千円

⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

53,067,912 千円

⑥地方公共団体の財政の健全化法に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおり。

標準財政規模 49,394,758 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 5,604,311 千円

将来負担額 115,348,995 千円

充当可能基金額 11,374,200 千円

特定財源見込額 24,081,637 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 53,067,912 千円

⑦地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

2,172,597 千円

- ⑧管理者と所有者が異なる指定区域外の国道や指定区域内の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物
該当なし

(3)行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上している。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上している。

(5)資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

267,337 千円

②既存の決算情報との関連性

区分	収入(歳入)	支出(歳出)
一般会計歳入歳出決算書	86,144,217 千円	83,492,512 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,587,043 千円	1,573,115 千円
一般会計等資金収支計算書	87,731,260 千円	85,065,626 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は特別会計の分だけ相違する。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	6,072,940 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	2,083,594 千円
減価償却費	△11,161,799 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△40,878 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	△18,533 千円
徴収不能引当金繰入金(増減額)	33,867 千円
資産除売却損	△2,030,326 千円
資産売却益	1,411,535 千円
未収債権、未払債務等の増加など	369,666 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△3,279,934 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていない。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおり。

一時借入金の限度額	5,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	- 千円

⑤重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

1,172,935 千円